

指定障害児通所支援事業者 } 様
指定障害児入所支援事業者 }

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公印省略)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について

平素は本県の障害児支援施策の推進に多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、放課後等デイサービス（重症心身障害以外）における従来の区分が廃止されたため、放課後等デイサービス（重症心身障害以外）を行う事業者については、報酬改定に伴う加算の変更がある場合も含め、全て「障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要となります。

また、他の事業者においても、報酬改定に伴う加算の変更がある場合は、「障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要となりますので、下記により対応をお願いします。

記

1 提出書類

障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書 ※紙ベース（郵送）で提出
(様式第5号、別紙1（一覧表）、その他各種加算の算定に必要な別紙様式および資格証等の添付資料)

※別紙1（一覧表）は、加算に変更がある部分のみ、適用開始日を記入し、変更がない場合は適用開始日を記載しないでください。

2 提出期限

令和3年4月21日（水）

3 提出対象者

- ① 放課後等デイサービス（重症心身障害以外） → 全ての事業者
- ② 上記①以外 → 報酬改定に伴う加算の変更がある事業者

4 その他

- ・令和3年4月1日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされている場合には、今回の提出により、4月1日に遡って加算を算定できますが、**本特例は令和3年4月1日から施行される制度に関する事項に限定**されるものであり、従来から継続して実施されているものについてはこの限りではないことに御留意願います。
- ・「障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書」の様式については、メールで送付するとともに、ホームページにも掲載しますので、必ずその様式を使用してください。（令和3年度は報酬改定があるため、旧様式を使用すると必要記載事項が漏れる可能性があります。）

担 当
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係
電 話 077-528-3544
E-mail : ec0002@pref.shiga.lg.jp